

保 税 地 域 の 許 可 期 間 更 新 公 告

下記の保税地域の許可期間を更新したので、関税法第42条第3項の規定により公告する。

令和8年7月14日

神戸税関長 井田 直樹

（被許可者の氏名又は名称及び住所）	（保税地域の名称及び所在地）	（更新した許可期間）	
山陽特殊製鋼株式会社 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地	山陽特殊製鋼株式会社 兵庫県姫路市飾磨区中島3007番地	自	令和8年8月1日
J-POWERジェネレーションサービス株式会社 東京都中央区築地五丁目6番4号	J-POWERジェネレーションサービス株式会社 竹原火力運営事業所 広島県竹原市忠海長浜二丁目1番1号	至	令和14年7月31日
J-POWERジェネレーションサービス株式会社 東京都中央区築地五丁目6番4号	J-POWERジェネレーションサービス株式会社 橘湾火力運営事業所 屋内貯炭場 徳島県阿南市橘町小勝3番地	自	令和8年8月1日
西川産業株式会社 香川県坂出市中央町2番30号	西川産業株式会社 中央埠頭倉庫 香川県坂出市入船町一丁目6番15号	至	令和14年7月31日
西川産業株式会社 香川県坂出市中央町2番30号	西川産業株式会社 東倉庫 香川県坂出市昭和町二丁目1番16号	自	令和8年8月1日
		至	令和14年7月31日